

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">越谷市大字南荻島字左敷田六〇番四地先から 同市大字大房字下川戸三七番二地先まで</p>		<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">九・六八〇 三二一・二二〇</p>	<p style="text-align: center;">五・六〇〇 九・五三〇</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">三三二〇・〇〇〇</p>	<p style="text-align: center;">三四〇〇・〇〇〇</p>	<p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p>
		<p style="text-align: center;">備考</p>